

令和7年(2025年)3月27日(木)
第2回滋賀県環境審議会琵琶湖保全再生部会
琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課

琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）（第3期）の 策定に向けて

1 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）について

平成27年9月28日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成28年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを受け、県は、県環境審議会や県議会での議論のほか、国や県内市町、関係府県市、住民や関係団体など多様な主体との幅広い意見交換等を踏まえ、主務大臣への法定協議を経て、平成29年3月に琵琶湖保全再生計画を策定、令和3年3月には現行の第2期計画を策定した。

(1) 計画の趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、県および県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進する。

(2) 計画期間（第2期計画）

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

(3) 計画策定の必要性

現行の第2期計画が令和7年度末で終了するが、喫緊の対策が必要なアユの漁獲不調や局地的な土砂流出などに見られる課題に対応するため、また更なる取組の推進に向けて、第3期計画を策定する必要がある。

2 第3期計画の策定体制と手続き

概要図は2ページのとおり

(1) 滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における庁内調整

(2) 県議会への説明・報告

(3) 滋賀県環境審議会琵琶湖保全再生部会での審議

(4) 関係地方公共団体への意見聴取

法第3条第6項に基づき県内市町や関係府県市の意見を聴く

(5) 住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映

法第3条第6項に基づき県民政策コメントを実施する

(6) 主務大臣への協議

法第3条第6項に基づき主務大臣に協議するほか、検討過程において主務省庁と協議・調整を随時実施

3 策定の時期

令和7年度末

第3期計画の策定体制と手続き（概要）

